

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食肉衛生検査所費

### 事業名 食肉衛生検査所検査備品等整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2584)

E-mail: [c11222@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 3,576 千円 (前年度予算額：3,300 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,300	0	0	0	0	0	0	0	3,300
要求額	3,576	0	0	0	0	0	0	0	3,576
決定額	3,300	0	0	0	0	0	0	0	3,300

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

ア 食肉検査所及び保健所では、と畜場法に基づくと畜検査及び食鳥検査法に基づく食鳥検査を実施し、安全な食肉を供給している。と畜・食鳥検査において、肉眼的に異常が確認された家畜・家禽は、病理検査及び微生物検査等の精密検査を実施する必要がある。と畜・食鳥検査に伴う病理検査は県内の保健所から依頼を受けて、全て食肉衛生検査所で実施している。また、食肉による食中毒を防ぐため、枝肉等の微生物検査を実施することにより、衛生的な作業の指導をする必要がある。

ウ 県内で処理した食肉及び県内に流通する食肉の安全性確保のため、事業計画に沿って、残留物質のモニタリング検査を実施し、食品衛生法に定められた動物用医薬品の残留基準を満たしている食肉を流通させる必要がある。

### (2) 事業内容

#### ア 検査備品の更新

各検査における検査機器の不具合は、業者によるメンテナンスや修理に

よって対応している。検査機器の多くは食肉衛生検査所開所時の平成4年に購入しており、老朽化が著しく、修理不能や交換部品の確保が困難な状況であるため、計画的に老朽検査機器の更新等を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	3,576	検査備品の更新等
合計	3,576	

**決定額の考え方**

所要額を精査し計上します。

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

令和4年度 3,477千円  
令和5年度 2,835千円  
令和6年度 5,261千円  
令和7年度 1,813千円  
令和8年度 4,031千円

(2) 事業主体及びその妥当性

食肉衛生検査所において、と畜・食鳥検査に伴う精密検査の精度を確保するため、耐用年数を経過し修理不能又は交換部品の確保が困難な状況にある老朽検査機器の更新をする必要がある。

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 と畜・食鳥検査に伴う精密検査を実施するとともに、県内で処理した食肉及び県内に流通する食肉の安全性確保のための残留物質モニタリング検査を実施するため、修理不能又は交換部品の確保が困難な状況にある老朽検査機器の更新を行う。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

#### ○と畜・食鳥検査に伴う精密検査

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
と畜精密検査	—	321 検体 (H29)	270 検体 (H30)	233 検体 (R1)	—	—
食鳥精密検査	—	95 検体 (H29)	89 検体 (H30)	103 検体 (R1)	—	—

#### ○食肉中の残留物質モニタリング検査

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
食肉中の残留物質 モニタリング検査	—	670 検体 6,000 項目 (H28)	670 検体 6,000 項目 (H30)	413 検体 6,436 項目 (R1)		%

#### ○指標を設定することができない場合の理由

と畜・食鳥検査に伴う精密検査は、肉眼検査の結果に基づき実施することから目標値を定めるものでなく、過去の検査実績を記載することにより検査機器の使用状況を把握するもの。

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価)  ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜・食鳥検査において肉眼的に異常が見られた獣畜に対しては精密検査を実施する必要がある。</li> <li>・計画的な残留物質モニタリング検査の実施により、安全な食肉を提供できる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価)	

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>県民モニターを対象にした「食の安全性等に関するアンケート調査(生活衛生課 平成28年9月実施)」から、食品の安全性について、不安を感じる方の割合が大きく、本事業の必要性は高いと考えられ、継続して実施していく。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

